

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月1日

【会社名】 株式会社ニトリ

【英訳名】 Nitori Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 似鳥 昭雄

【本店の所在の場所】 札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都北区神谷三丁目6番20号

【電話番号】 (03) 6741-1204

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部ゼネラルマネージャー 前田 克己

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成22年2月26日付の取締役会において、平成22年8月21日を目処に会社分割を行い持株会社体制へ移行する準備に入ること及び、平成22年3月上旬を目処に分割準備会社として当社100%出資の子会社2社を設立することを決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき臨時報告書を提出いたしました。

今般、当社は、平成22年6月1日開催の取締役会において、平成22年8月21日を吸収分割の効力発生日とした吸収分割契約の締結を承認することを決議し、未決定事項について決定がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正内容】

訂正箇所は下線を付して表示しております（吸収分割契約書を除く。）。

（訂正前）

I. 吸収分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | | |
|--------|---|---|
| 商号 | 株式会社ニトリ分割準備会社 <u>（平成22年3月上旬設立予定）</u> | 株式会社ニトリ物流分割準備会社 <u>（平成22年3月上旬設立予定）</u> |
| 本店の所在地 | 未定 | 未定 |
| 代表者の氏名 | 似鳥 昭雄 | 似鳥 昭雄 |
| 資本金の額 | 10百万円 | 10百万円 |
| 純資産の額 | 10百万円 | 10百万円 |
| 総資産の額 | 10百万円 | 10百万円 |
| 事業の内容 | 家具・インテリア用品の販売事業 | グループの物流機能に係る事業 |

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

株式会社ニトリ分割準備会社及び株式会社ニトリ物流分割準備会社は、いずれも平成22年3月上旬に設立予定であり、最初の決算期を迎えていないため、確定した事業年度はありません。

(3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

| | | |
|------------------------|------------------|------------------|
| 相手会社の名称 | 株式会社ニトリ分割準備会社 | 株式会社ニトリ物流分割準備会社 |
| 大株主の名称 | 株式会社ニトリ | 株式会社ニトリ |
| 発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 | 100% <u>（予定）</u> | 100% <u>（予定）</u> |

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

| | | |
|------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | 株式会社ニトリ分割準備会社 | 株式会社ニトリ物流分割準備会社 |
| 資本関係 | 当社100%出資の子会社として設立される予定 <u>です。</u> | 当社100%出資の子会社として設立される予定 <u>です。</u> |
| 人的関係 | 当社より取締役及び監査役を派遣する予定 <u>です。</u> | 当社より取締役及び監査役を派遣する予定 <u>です。</u> |
| 取引関係 | 営業を開始していないため、当社との取引関係は <u>ありません。</u> | 営業を開始していないため、当社との取引関係は <u>ありません。</u> |

II. 吸収分割の目的

当社は、平成元年9月に証券会員制法人札幌証券取引所、平成14年10月に株式会社東京証券取引所市場第一部への上場を果たし、より多くの人々に「欧米並みの豊かな暮らし」を実現してもらうことを経営理念とし、企業価値の向上を図ってまいりました。この結果、平成21年2月期の連結売上高は2,440億円、平成22年1月現在の国内店舗数は212店舗となりました。しかし、近年の家具・インテリア小売業を取り巻く環境は、消費者の生活防衛意識の高まりにより、低価格志向・節約志向が強まり、経営環境は予断を許さない状況となっております。

このような環境下において、当社は、責任体制の明確化を図るとともに、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

当社は、持株会社体制への移行後、引き続き上場会社となるとともに、グループ全体の統一的かつ柔軟な戦略策定、経営資源の最適配分、子会社における業務執行状況チェックなどの機能を担い、戦略的かつ明確な経営組織を整備することにより、グループとしての企業価値の最大化を目指してまいります。

III. 吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

当社は、吸収分割の方式により、平成22年3月上旬設立（予定）の準備会社2社に対し、当社の家具・インテリア用品の販売事業及びグループの物流機能に係る事業をそれぞれ承継させる予定です。但し、該当する事業に係る固定資産は準備会社へ承継せず、引き続き、持株会社としての当社が管理する予定です。

なお、当社は、本件分割後、商号を「株式会社ニトリホールディングス」に変更した上、上場を維持する予定です。

(2) 吸収分割に係る割当ての内容

未定です。

(3) 吸収分割の日程

分割準備会社の設立 平成22年3月上旬（予定）

分割契約承認取締役会 平成22年6月上旬（予定）

分割契約締結 平成22年6月上旬（予定）

会社分割の効力発生日 平成22年8月21日（予定）

（注） 本件分割は会社法第784条第3項の規定に基づく簡易吸収分割のため、当社は株主総会の承認を得ることなく行います。

(4) その他の吸収分割契約の内容

未定です。

IV. 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

未定です。

V. 吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | | |
|--------|---|---|
| 商号 | 株式会社ニトリ分割準備会社 (商号については、平成22年8月21日付で変更する予定ですが、現時点では未定です。) | 株式会社ニトリ物流分割準備会社 (商号については、平成22年8月21日付で変更する予定ですが、現時点では未定です。) |
| 本店の所在地 | 未定 | 未定 |
| 代表者の氏名 | 似鳥 昭雄 | 似鳥 昭雄 |
| 資本金の額 | 未定 | 未定 |
| 純資産の額 | 未定 | 未定 |
| 総資産の額 | 未定 | 未定 |
| 事業の内容 | 家具・インテリア用品の販売事業 | グループの物流機能に係る事業 |

なお、本臨時報告書記載の未定事項につきましては、決定があり次第、本臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(訂正後)

I. 吸収分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | | |
|--------|---------------------------------|----------------------------------|
| 商号 | 株式会社ニトリ分割準備会社 (平成22年3月23日設立) | 株式会社ホームロジスティクス (平成22年3月23日設立) |
| 本店の所在地 | 札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号 | 札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号 |
| 代表者の氏名 | 似鳥 昭雄 | 似鳥 昭雄 |
| 資本金の額 | 10百万円 | 10百万円 |
| 純資産の額 | 10百万円 | 10百万円 |
| 総資産の額 | 10百万円 | 10百万円 |
| 事業の内容 | 家具・インテリア用品の販売事業 | グループの物流機能に係る事業 |

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

株式会社ニトリ分割準備会社及び株式会社ホームロジスティクスは、いずれも平成22年3月23日に設立しており、最初の決算期を迎えていないため、確定した事業年度はありません。

(3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

| | | |
|------------------------|---------------|----------------|
| 相手会社の名称 | 株式会社ニトリ分割準備会社 | 株式会社ホームロジスティクス |
| 大株主の名称 | 株式会ニトリ | 株式会社ニトリ |
| 発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 | 100% | 100% |

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

| | | |
|------|------------------------------|------------------------------|
| | 株式会社ニトリ分割準備会社 | 株式会社ホームロジスティクス |
| 資本関係 | 当社100%出資の子会社であります。 | 当社100%出資の子会社であります。 |
| 人的関係 | 当社より取締役及び監査役を派遣しております。 | 当社より取締役及び監査役を派遣しております。 |
| 取引関係 | 営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。 | 営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。 |

II. 吸収分割の目的

当社は、責任体制の明確化を図るとともに、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

当社は、持株会社体制への移行後、引き続き上場会社であり続けるとともに、グループ全体の統一的かつ柔軟な戦略策定、経営資源の最適配分、子会社における業務執行状況チェックなどの機能を担い、戦略的かつ明確な経営組織を整備することにより、グループとしての企業価値の最大化を目指してまいります。

III. 吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

当社は、吸収分割の方式により、平成22年3月23日に設立した準備会社2社に対し、当社の家具・インテリア用品の販売事業及びグループの物流機能に係る事業に関して有する権利義務をそれぞれ承継させます。但し、当該各事業に係る一部の動産を除く固定資産は準備会社へ承継させず、引き続き、持株会社としての当社が管理いたします。

なお、当社は、平成22年5月7日開催の定時株主総会において、本件分割の効力発生を停止条件として、商号を「株式会社ニトリホールディングス」に変更することを含む定款変更議案の承認決議を得ております。

(2) 吸収分割に係る割当ての内容

承継会社である株式会社ニトリ分割準備会社及び株式会社ホームロジスティクスは、分割に際して普通株式をそれぞれ19,800株及び9,600株発行し、これを全て分割会社である当社に割当て交付します。

(3) 吸収分割の日程

| | |
|------------|----------------|
| 分割準備会社の設立 | 平成22年3月23日 |
| 分割契約承認取締役会 | 平成22年6月1日 |
| 分割契約締結 | 平成22年6月1日 |
| 会社分割の効力発生日 | 平成22年8月21日（予定） |

（注） 本件分割は会社法第784条第3項の規定に基づく簡易吸収分割のため、当社は株主総会の承認を得ることなく行います。

(4) その他の吸収分割契約の内容

当社と各吸収分割承継会社が平成22年6月1日に締結しました吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

①当社と株式会社ニトリ分割準備会社との吸収分割契約の内容

吸収分割契約書

株式会社ニトリ（以下、「甲」という。）及び株式会社ニトリ分割準備会社（以下、「乙」という。）は、甲の家具・インテリア用品の販売事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）及び乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社ニトリ
住所：札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社ニトリ分割準備会社
住所：札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

第2条（承継する権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にもかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、本承継対象権利義務から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第3条（本件吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式19,800株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり交付する。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第37条に定めるところに従って、乙が適当に定める。

第5条（株主総会）

1. 甲は、会社法第784条第3項の規定に基づき、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく、本件分割を行う。
2. 乙は平成22年7月15日までに株主総会を開催し、本契約及び本件分割に必要な事項につき承認を求め、ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、平成22年8月21日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（商号変更）

1. 本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は、株式会社ニトリホールディングスに、乙は、株式会社ニトリに、それぞれ商号変更をするものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、乙の株主総会において、本件分割の効力発生を条件として効力発生日をもって前項に定める商号変更に係る定款変更の議案の承認を得るものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後においても、本件事業について、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わない。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

平成22年6月1日

（甲）

札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
株式会社ニトリ
代表取締役社長 似鳥 昭雄

（乙）

札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
株式会社ニトリ分割準備会社
代表取締役社長 似鳥 昭雄

別紙 承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成22年2月20日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する甲の以下の資産

(1) 流動資産

現金及び預金、受取手形及び売掛金、商品及び製品、原材料及び貯蔵品、繰延税金資産、前渡金、未収入金、並びにその他の流動資産

(2) 固定資産

機械装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、並びに繰延税金資産

(3) 知的財産

本件事業に属する一切の商標権、特許権その他知的財産権に係る権利全て

2. 承継する負債

本件事業に属する甲の以下の負債

(1) 流動負債

支払手形及び買掛金、短期借入金、賞与引当金、ポイント引当金、前受金、並びにその他の流動負債

(2) 固定負債

退職給付引当金

3. 承継する契約関係（雇用契約を除く）

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、賃貸借契約（ただし、店舗及びC S C（カスタマーサービスセンター）等に係る土地・建物等の賃貸借契約を除く。）その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

4. 承継する雇用契約等

(1) 雇用契約

本件事業に主として従事している、従事していないに関わらず、甲の全ての総合職社員、専門職社員又は嘱託社員である従業員に係る一切の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。また、本件事業に主として従事している臨時従業員（パートタイマー、アルバイト等）、並びに本件事業に主として従事している、従事していないに関わらず、東京本部に勤務する全ての臨時従業員に係る一切の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

(2) 労働協約等

甲とUIゼンセン同盟ニトリ労働組合との間で締結している労働協約

5. 許認可等

本件事業に関する許可、認可、免許、承認、登録及び届出等のうち法令上承継可能なもの

②当社と株式会社ホームロジスティクスとの吸収分割契約の内容

吸収分割契約書

株式会社ニトリ（以下、「甲」という。）及び株式会社ホームロジスティクス（以下、「乙」という。）は、甲のグループの物流機能に係る事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）及び乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社ニトリ

住所：札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社ホームロジスティクス

住所：札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

第2条（承継する権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。

2. 前項にもかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、本承継対象権利義務から除外することができる。

3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式9,600株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり交付する。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第37条に定めるところに従って、乙が適当に定める。

第5条（株主総会）

1. 甲は、会社法第784条第3項の規定に基づき、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく、本件分割を行う。

2. 乙は平成22年7月15日までに株主総会を開催し、本契約及び本件分割に必要な事項につき承認を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、平成22年8月21日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（商号変更）

1. 本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は、株式会社ニトリホールディングスに、乙は、株式会社ホームロジスティクスに、それぞれ商号変更をするものとする。

2. 乙は、効力発生日の前日までに、乙の株主総会において、本件分割の効力発生を条件として効力発生日をもって前項に定める商号変更に係る定款変更の議案の承認を得るものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後においても、本件事業について、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わない。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

平成22年6月1日

（甲）

札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
株式会社ニトリ
代表取締役社長 似鳥 昭雄

（乙）

札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
株式会社ホームロジスティクス
代表取締役社長 似鳥 昭雄

別紙 承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成22年2月20日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する甲の以下の資産

（1）流動資産

現金及び預金、繰延税金資産

（2）固定資産

機械装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、並びに繰延税金資産

（3）知的財産

本件事業に属する一切の商標権、特許権その他知的財産権に係る権利全て

2. 承継する負債

本件事業に属する甲の以下の負債

(1) 流動負債

賞与引当金

(2) 固定負債

退職給付引当金

3. 承継する契約関係（雇用契約を除く）

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、賃貸借契約（ただし、物流センター等に係る土地・建物等の賃貸借契約を除く。）その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

4. 承継する雇用契約等

(1) 雇用契約

本件事業に主として従事する全ての臨時従業員（パートタイマー、アルバイト等）に係る一切の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。但し、東京本部に勤務する臨時従業員に係る権利義務は除く。

(2) 労働協約等

甲とUIゼンセン同盟ニトリ労働組合との間で締結している労働協約

5. 許認可等

本件事業に関する許可、認可、免許、承認、登録及び届出等のうち法令上承継可能なもの

IV. 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

各吸収分割承継会社はいずれも当社の100%子会社であり、本件分割に際して各吸収分割承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、各吸収分割承継会社と当社との協議の上、割当株式数を決定いたしました。

V. 吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | | |
|--------|--|---|
| 商号 | 株式会社ニトリ (平成22年8月21日付で株式会社ニトリ分割準備会社より商号変更予定) | 株式会社ホームロジスティクス (平成22年5月27日付で株式会社ニトリ物流分割準備会社より変更) |
| 本店の所在地 | 札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号 | 札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号 |
| 代表者の氏名 | 似鳥 昭雄 | 似鳥 昭雄 |
| 資本金の額 | 1,000百万円 | 490百万円 |
| 純資産の額 | 1,266百万円 (※) | 600百万円 (※) |
| 総資産の額 | 35,970百万円 (※) | 970百万円 (※) |
| 事業の内容 | 家具・インテリア用品の販売事業 | グループの物流機能に係る事業 |

※上記純資産及び総資産の額は平成22年2月20日現在の貸借対照表を基準に算出したものであり、実際の額とは異なる可能性があります。

以上